

4)障がい者福祉

【現況と課題】

本市の障がい者は、平成18年4月1日現在、身体障害者手帳交付者が2,248人、療育手帳交付者が331人、精神障害者保健福祉手帳交付者が112人、難病患者（特定疾患治療研究事業対象者）が384人で、年々増加の傾向にあります。また、障がいの重度・重複化や介護者の高齢化なども進んでいます。

本市では、妊婦学級、乳児健診等を実施し、継続的な相談・指導をすることによって障がいの予防、早期発見に努めているほか、社会的自立の促進、さまざまなイベントや交流活動の実施、ノーマライゼーションの理念の周知や意識啓発による心のバリアフリー化を進めてきました。

今後は、障害者福祉計画（障害福祉計画）に基づき、ノーマライゼーションの理念のもと障がい者（児）をはじめ、すべての人があらゆる面において、障壁（バリア）のないユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、障がい者施策の充実を図っていく必要があります。

■身体障がい者(児)の状況

区 分	(人)
肢体不自由	1,419
視覚障害	151
聴覚平衡機能障害	154
音声言語機能障害	19
内部障害	505
計	2,248

平成18年4月1日現在 資料：保健福祉部福祉課

■知的障がい者(児)の状況

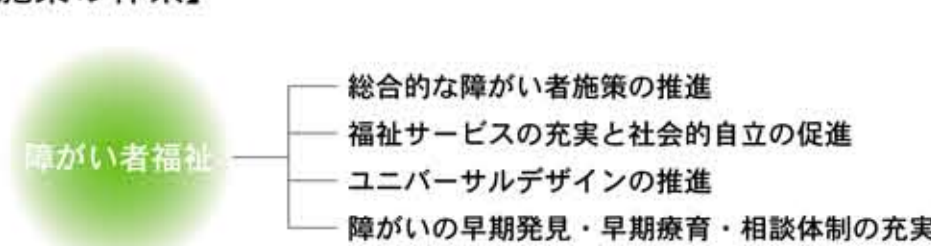
区 分	(人)
A（重度・重度）	138
B（中度・軽度）	193
計	331

平成18年4月1日現在 資料：保健福祉部福祉課

【基本方針】

ノーマライゼーションの理念のもと、差別のない平等なバリアフリー社会の実現に向けて、障害者福祉計画（障害福祉計画）に基づいた総合的な障がい者施策を推進するとともに、障がい福祉サービスの充足率100%を目指します。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)総合的な障がい者施策の推進

- ①ノーマライゼーションの理念に基づいて、障がい者（児）をはじめ、すべての人々があらゆる面において、障壁（バリア）のないユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくために、障害者福祉計画（障害福祉計画）をもとに、総合的な障がい者施策を推進します。

(2)福祉サービスの充実と社会的自立の促進

- ①福祉サービスの周知を図り、ホームヘルプやショートステイ、デイサービス、手話通訳などの在宅サービスの充実を図るとともに、障がい児通園施設である総社はばたき園などの充実にも努めます。
- ②障がい者の生活の質的向上を図るため、日常生活用具の普及を進めます。
- ③ハローワーク等と連携し、民間企業などに対して、障がい者の雇用を積極的に働きかけます。
- ④福祉作業所、共同作業所の整備を図り、障がい者の自立を促進するとともに、将来的に、福祉作業所は就労継続支援非雇用型の施設を目指します。
- ⑤地域における生活をサポートする障害者地域活動支援センターを設置します。

(3)ユニバーサルデザインの推進

- ①平成14年に策定したバリアフリーのまちづくり（モデル地区）基本計画に基づいて、ユニバーサルデザインを採用入れたまちづくりを進めます。
- ②道路や公共交通機関、公共施設などの生活環境において、ユニバーサルデザインを採用入れることで、障がい者の活動の場を広げ、自由に社会参加ができるまちづくりを進めます。
- ③各種スポーツ大会や福祉展、ボランティア活動等を通じ、障がい者との交流を進めるとともに、さまざまな行事やメディア（情報媒体）、広報紙などを通して、ノーマライゼーションの理念の周知や意識の啓発、「障害者の日（12月9日）」の周知を積極的に進めることにより、心のバリアフリー化を進めます。
- ④幼児期や学校教育における福祉教育の充実にも努めます。

(4)障がいの早期発見・早期療育・相談体制の充実

- ①妊婦健康診査、乳幼児健康診査等を実施し、病気の発生予防と早期発見に努めるとともに、総合療育相談事業の充実を図り、発達障がい児の早期療育に努めます。
- ②家庭児童相談員や身体障害者・知的障害者相談員、母子相談員、手話通訳者などの設置や児童相談所巡回相談の実施により、障がい者への相談体制の充実にも努めます。
- ③精神保健福祉施策についても、関係機関との連携のもと、精神障がい者の人権に配慮した適正な医療や保護の実施、精神障がい者の社会復帰の促進などを図ります。

【協働に向け期待される役割】

市 民	障がい者等への正しい理解、ボランティア活動への参加など
N P O等	ボランティアの情報提供、人材育成など
企 業 等	ボランティア活動への参加、ボランティア休暇制度の創設など
行 政	総合的な障がい者施策の推進、ボランティア活動への支援など

5)子育て支援

【現況と課題】

本市には、市立保育所3所、民間保育所8所に加えて知的障がい児通園施設（総社はばたき園）がありますが、施設の老朽化が進んでいる施設もあり、順次改築整備を図っていく必要があります。また、核家族化の進行、共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢の変化に伴い、児童の健全育成のため、保育の充実がますます重要になってきています。

そのため、安心して子どもを産み育てられるように、乳児保育や障がい児保育、延長保育や一時保育、乳幼児健康支援一時預かり事業や幼稚園の3年保育など、多様な子育て支援へのニーズに対応することが必要です。

また、乳幼児から児童が親や地域の人々と一緒に、交流できる憩いの場や安心して遊べる公園・広場などが減少しており、保育所施設の整備・充実はもとより、安全で安心して学べる環境づくりが求められています。

さらに、保育に関する相談指導体制の充実、幼稚園・保育所との連携・協力、放課後児童クラブやファミリーサポート事業、親子クラブへの支援などにより、総合的な児童の健全育成環境づくりが必要です。

ひとり親家庭については、近年、増加傾向を示しており、相談・指導体制の充実や必要資金の貸付事業、医療費助成事業等の実施などを引き続き進めていくことが必要です。

■保育所の状況

区分	保育所数	職員数(人)			入所定員(人)
		計	保育士	その他	
公 立	3	72	62	10	350
私 立	8	163	132	31	685

平成18年4月1日現在 資料：保健福祉部こども課

■待機児童数の状況

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
児童数(人)	26	22	22	7	15

資料：保健福祉部こども課

【基本方針】

健やかな児童の育成を図るために、次世代育成支援行動計画を策定し、保育サービスをはじめ総合的な子育て支援サービスの充実・推進を図り、待機児童数0人を目指します。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を目指して、相談事業や援護施策を進めます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)総合的な子育て支援の推進

- ①次代の総社市を担う子どもが、健やかに生まれ、育成される環境づくりを目指して次世代育成支援行動計画を策定するとともに、それに基づいた総合的な子育て支援を推進します。

(2)児童福祉施設の整備・充実

- ①次世代育成支援行動計画に基づいて、保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して定員の見直しを行うとともに、民間保育所の設立を支援します。
- ②保健センターの「ラッコの部屋」、西部・東部・北部の「親子ふれあいプラザ」、総社ふれあいセンターの「親子ふれあいルーム」に加え、総社西中学校区の「きよね夢でらす」や総社東中学校区の山手保健センターに開設している「つどいの広場」を、総社中学校区と昭和中学校区にも増設を進めます。
- ③図書館では、乳幼児から児童までが親や地域の人々と一緒に読書や交流ができる「えほんのもり（乳幼児ふれあい読書室）」を活用して、子育て支援の充実にも努めます。
- ④すべての子育て家庭を支援するため、常設の交流の場の提供、子育て支援情報の提供や各種相談の実施、子育て講座の開設、子育てボランティアの育成などを図ります。

う全市的な子育て支援の中核施設として総合的な「子育て支援センター」（仮称）を開設することを検討します。

(3)働く家族への支援

- ①仕事と育児の両立を図ることができるよう、延長保育や一時保育、休日保育や障がい児保育、乳幼児健康支援一時預かり事業やファミリーサポートセンター事業、幼稚園の3年保育など保育サービスの充実を図ります。
- ②小学校低学年児童については、近年、保護者が安心して仕事に専念できるよう、小学校や地域住民との連携を図りながら、放課後児童クラブによる学童保育の推進を図ります。
- ③女性の就業機会の充実や雇用に関する情報提供などとともに、家庭や子育て、健康など働く女性が有する問題や悩みに対する相談窓口や相談体制の充実を図るなど、働く女性に対する支援を進めます。

(4)家庭における子育て支援

- ①子どもが心身ともに健やかに成長、発達できるように、親への保健指導の強化や小児期からの生活習慣病予防対策、心のケアや食育の推進など、幅広い子育て支援活動を推進するとともに、子育て家庭を支援する子育て支援総合コーディネーターの設置を検討します。
- ②子育ての悩みに適切に対応できるよう、育児相談はもとより、「つどいの広場」や地域子育て支援センターの充実を図り、気軽に相談できる体制の整備や子育て情報の提供を進めます。
- ③親子クラブや子育てサロン、保護者やボランティアによる子育てグループなどのグループ活動や子育てサロンの充実とともに、グループ間交流を推進し、子育てネットワークの形成を図ります。
- ④不登校やいじめ、児童虐待等については、子どもの人権擁護に関する啓発を行うとともに、家庭児童相談室、児童相談所、教育委員会などの関係機関や民生委員・児童委員を中心とした地域市民とのネットワーク化を進め、その予防や早期発見及び問題の解決に努めます。
- ⑤子育てに関する市民の負担軽減を図るため、小児医療費の支給について適用年齢を引き上げを検討します。
- ⑥乳幼児を対象にした健康診査時に絵本の紹介コーナーをつくとともに、乳児健康診査時に行うブックスタート事業を進めます。

(5)子育て環境の整備

- ①子どもの身近な遊び場、スポーツ・レクリエーション活動やコミュニティ活動の場として気軽に利用できる公園や緑地の整備を進めます。
- ②子どもが安全に利用できるように、歩道や自転車道の整備はもとより、自然とふれあう場、公共施設等の計画的な整備、水路や遊具などの点検整備など安全性の確保に努めます。
- ③歩道などの段差の解消、子育て支援施設や学校施設などの公共施設におけるユニバーサルデザインの導入など、子どもや子ども連れ、妊婦などに配慮した子育て環境を整えます。

(6)障がい児の療育の充実

- ①インクルージョンの理念のもと、地域社会全体で、障がいのある子どもや保護者を支援する地域づくりを推進するとともに、障がいのある子どもが障がいのない子どもとともに育つ環境づくりを進めます。
- ②一人ひとりのニーズに応じた学習支援の充実を図るとともに、学校卒業後の進路についても、適切な支援に努めます。
- ③総社はばたき園の運営体制を強化し、各種教育内容の充実に取り組むなど、療育事業の充実を図ります。

(7)ひとり親家庭への支援の充実

- ①必要資金の貸付事業や医療費助成事業等の実施を引き続き進めるほか、地域における母子・父子家庭の現状の把握に努めるとともに、その自立が一層促進されるよう子育てや生活支援、就労支援、経済支援など総合的な自立支援に努めます。
- ②民生委員・児童委員や母子自立支援員、母子福祉協力員、福祉などの関係機関との連携を強化し、生活、教育、就労などに関する実態把握や相談・指導体制の充実にも努めます。

【協働に向け期待される役割】

市 民	ボランティア等による子育て支援など
N P O等	専門的な知識の提供、独自の支援など
企 業 等	従業員が子育てをしやすい環境づくりなど
行 政	総合的な子育て支援の推進など